

一般社団法人国際物理オリンピック 2023 協会

寄付金取扱規則

2018年5月9日 理事会決定

2018年6月29日 一部変更

2020年7月1日 一部変更

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2023 協会（以下「本法人」という。）定款第1章総則第3条にある目的・事業を行うために、第6章基金等第45条に規定する寄付金に関し、必要な事項を定める。

(寄付金の申し込み)

第2条 本法人の目的に賛同し、寄付しようとする社員、正会員、賛助会員又は第三者の個人若しくは団体（法人）（以下「寄付者」という。）は、「国際物理オリンピック 2023 寄付金申込書」に、寄付者氏名、寄付金額等の所要情報を記載して本法人に寄付金の申し込みを行う。その際、寄付金の管理・運用に関する条件を付す場合には、その旨を明記する。

(寄付金額)

第3条 寄付は、個人と団体（法人）とに区分され、金額は次の各号のとおりとする。

- (1) 個人は3,000円以上
- (2) 団体（法人）は100,000円以上

(寄付者への御礼及び寄付者名の掲載)

第4条 本法人は、代表理事・会長名で寄付者に感謝状を送付する。更に、寄付者の意向に基づき、寄付者名を本法人の広報資料等に掲載する。

(寄付金受け入れに支障ある場合)

第5条 会長又は理事会は、本法人への寄付金受け入れに支障や疑義が生じた場合は、国際物理オリンピック 2023 組織委員会募金委員会に諮問の上、その答申の結果によっては、寄付金受入れの謝絶、又は納付された寄付金の返還を行うことができる。

(寄付金の管理)

第6条 会長は、理事のうち1人を寄付金管理者として指名する。

2 第2条の寄付金の申し込みの際に寄付金の管理・運用に関する条件が付され、理事会がこれを認める場合には、寄付者が指名する正会員を寄付金管理者として加えることができる。

3 寄付金管理者の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(その他)

第7条 この規則の変更は、理事会が行う。

2 個人情報等の取り扱いについては、法令等に基づき、適切に行う。

附 則

1 この規則は、2018年4月6日から施行する。

附 則

1 この規則は、2018年6月29日から施行する。

附 則

1 この規則は、2020年7月1日から施行する。